

## 運転免許証を有効期間内に更新しなかった場合は

- ◎ 有効期間内に更新手続きをしなかった場合、その運転免許証の効力は失われます。(失効します。)
  - ※ 失効した運転免許証では運転できません。  
「無免許運転」になりますので、ご注意ください。
- ◎ 失効した運転免許証を回復するためには、新たに免許試験を受験(申請)する必要があります。  
この場合、失効した理由及び失効後の期間により、試験の一部免除の規程が適用になります。(学科試験及び技能試験ともに免除で適性試験のみ受験となります。)
- ◎ 失効した運転免許証を回復するための手続きは、運転免許センターのみでの取扱いとなります。
  - ※ 警察署、交番などでは、手続きできません。

## 失効(有効期限切れ)の区分

- 1 失効してから6か月以内の方(うっかり忘れた方)
  - 2 失効してから6か月以内の方(海外渡航、入院等やむを得ない理由のある方)
  - 3 やむを得ない理由により失効してから6か月を超え3年以内でその理由が止んだ日(帰国、退院等)から1か月以内の方
  - 4 失効してから6か月を超え1年を経過しない方(うっかり忘れた方)
    - ※ 仮運転免許証の交付となります。
- ◎ 上記いずれの場合でも、住民基本台帳法の適用を受ける方は、本籍(国籍等)の記載された住民票が必要になります。(6か月以内に交付を受けたもの。)
- なお、秋田県で手続きをする場合は、秋田県内に居住している方で秋田県内の市町村長名で発行した住民票の提出が必要となります。
- 外国籍の方も住民票の提出が必要となります。(6か月以内に交付を受けたもの。)
- なお、外国籍の方の住民票は、国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分(中長期滞在者等)、在留資格、在留期間等が記載されているものが必要となります。
- 外国籍の方で観光旅行等による「短期滞在」の場合は、手続きできませんので、ご注意ください。
- ※ 参考事項
- 日本国籍を有している方が、海外転出のため住民票が取得できない場合は、次の書類を準備してください。
- 申請者本人の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍事項証明書
  - 親族等の滞在先の世帯主の住民票(6か月以内に交付を受けたもの。)
  - 親族等の滞在先の世帯主が作成した「国外転出者の滞在场所証明」
    - ◇ 「国外転出者の滞在场所証明」については、様式は問いませんが、
      - ・ 国外転出者の氏名
      - ・ 国外転出者と滞在先の世帯主との関係
      - ・ 滞在场所(世帯主の住所)
      - ・ 滞在(予定)期間
      - ・ 証明年月日
      - ・ 滞在先の世帯主の住所
      - ・ 滞在先の世帯主の氏名(自署) を記載したものを作成してください。
    - 次ページの「滞在証明書」を参考又は提出用として使用願います。

# 滞 在 証 明 書

滞在先住所

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、私の 年 月 日から、  
海外である に滞在（居住）しております。

今回、一時帰国し、上記滞在先である私の家に、

年 月 日から 年 月 日まで滞在している  
（滞在予定である）ことを証明します。

年 月 日

証明者住所

証明者署名

運転免許センター長 殿